

過疎地域における固定資産税の課税免除について

町内の産業の振興を図るため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、要件を満たした事業の用に供する設備の取得等^{*}をした場合は、対象設備に係る固定資産税について3年間の課税免除（全額）を受けることができます。

※取得等とは

取得または製造もしくは建設(建物及び付属施設については、増築・改築・修繕・模様替えのための工事による取得または建設を含む)をいいます。

対象となる業種

- 青色申告書を提出する個人または法人
- 所得税青色申告または法人税青色申告の特別償却・割増償却の適用を受けることができる設備

製造業	日本標準産業分類の大分類の区分における製造業。
旅館業	旅館業法第2条に定められた旅館業（下宿業を除く）。 ・ホテル営業 ・旅館営業 ・簡易宿泊所営業
農林水産物等販売業	対象地域内で生産された農林水産物または当該農林水産物を原料もしくは材料として製造、加工もしくは調理したものを店舗において、主に地域外の者に販売することを目的とする事業。 例：観光客向けの農林水産物直売所、農家レストランなど
情報サービス業等	財務省令第5条の13に定められた事業。 ・情報サービス業 ・有線放送業 ・インターネット付随サービス業 ・通信販売業 ・市場調査業等

対象となる資産の所在地

皆野町内全域

対象となる資産

償却資産：対象事業の用に直接供する「機械及び装置」

家屋：対象事業の用に直接供する家屋

土地：上記家屋の敷地面積部分（取得から1年以内に当該家屋の建築が着工された場合のみ）

対象業種	事業者の資本金規模	取得等をした設備の取得価額 [*]	備考
製造業 旅館業	5,000万円以下	500万円以上	
	5,000万円超～1億円	1,000万円以上	新設・増設のみ
	1億円超	2,000万円以上	新設・増設のみ
農林水産物等販売業 情報サービス業等	—	500万円以上	資本金5,000万円超は、新設・増設のみ

※土地の取得費用は、取得価額の計算に含まれません。

課税免除の期間

対象となる資産を取得した日以降、初めて課税される年度から3年間。

申請方法は裏面へ ▶

提出書類

- ・固定資産税の課税免除申請書

【主な添付書類】

- 直近の事業年度分の法人税又は所得税の青色申告書及び減価償却資産の償却費の計算に関する明細書の写し
- 土地、家屋の売買契約書又は工事請負契約書の写し
- 事業所全体及び家屋の平面見取図、償却資産の配置図（対象資産を朱書き明示）及びその用途を説明する書類（任意の書式で可）
- 家屋の敷地である土地の平面図（建物の敷地を明示したもの）
- 事業所の年次別建設計画及びその実績の概要を明らかにする書類（任意の書式で可）
- 特別償却を行っていない場合は、その理由書

※申請書および添付書類は、2部ずつ作成し、提出してください。

申請期限

- ・令和5年5月31日（水）まで

※申請書様式は、税務課⑦番窓口で配布または皆野町ホームページに掲載しています。

- ▶ HOME > 組織と仕事 > 税務課 > お知らせ > 過疎地域における固定資産税の課税免除について

【お問い合わせ】

〒369-1492

埼玉県秩父郡皆野町大字皆野1 4 2 0 - 1

皆野町役場 税務課 課税担当

TEL : 0494-62-1461 FAX : 0494-62-2791

過疎地域における国税（所得税・法人税）の特別償却について

過疎地域における持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、皆野町内に設備等を取得等して事業の用に供した場合、国税（所得税・法人税）において、特別償却が可能になります。

特別償却をする場合、取得等をした設備等が皆野町の計画に適合しているかを確認するため、確認申請書の提出が必要です。

確認申請書の受付及び確認書の発行を企画財政課で行います。

確認申請書及び「皆野町過疎地域持続的発展計画」の詳細については、皆野町ホームページをご参照ください。

- ▶ HOME > 組織と仕事 > 企画財政課 > 町の施策・計画 > 皆野町過疎地域持続的発展計画

【お問い合わせ】

皆野町役場 企画財政課（TEL）0494-26-7334